

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【会社名】	黒田グループ株式会社
【英訳名】	Kuroda Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 中山 浩三
【本店の所在の場所】	東京都品川区南大井五丁目17番9号
【電話番号】	03-5764-5510
【事務連絡者氏名】	法務・人財担当 西村 亨
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井五丁目17番9号
【電話番号】	03-5764-5510
【事務連絡者氏名】	法務・人財担当 西村 亨
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月23日開催の当社第9期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
中山浩三及び安田晋也を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
戸澤晃広、川井一男及び半田久雄を監査等委員である取締役に選任するものであります。
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
大橋大輔を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬制度の決定の件
当社の執行役員を兼務する取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式を割り当てることを内容とする報酬制度を導入するものであります。
これに伴い、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の総額を、従来の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（年額4億円以内）とは別枠にて、年額1億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含む。）とするものであります。
また、当該制度に基づき各事業年度において対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の数の上限は総数84,899株とし、当社と対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約にて、譲渡制限の内容、一定の場合における譲渡制限付株式の当社による無償取得その他の具体的な内容を定めるものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案				(注)1	
中山 浩三	196,510	19,341	0		可決 90.74
安田 晋也	208,871	6,980	0		可決 96.45
第2号議案				(注)1	
戸澤 晃広	209,092	6,959	0		可決 96.46
川井 一男	209,230	6,821	0		可決 96.53
半田 久雄	209,188	6,863	0		可決 96.51
第3号議案				(注)1	
大橋 大輔	212,482	3,577	0		可決 98.02
第4号議案	209,819	6,240	0	(注)2	可決 96.79

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上